

**平成31年度北九州市食品衛生監視指導計画（案）に対する
市民意見の概要及び市の考え方について**

意見の項目	意見の概要（意見提出者）	北九州市としての考え方	番号
第二 監視指導の実施体制等に関する事項	3 農林水産部局等他部局との連携体制 (1)食品表示に関する情報交換等 【P3】	食品表示に係る問い合わせ先については、市のHPや講習会等の機会を利用して周知しております。また、北九州市において「食品表示110番」という形での窓口の設置はしていませんが、食品表示に関する相談だけでなく偽装表示、不審な食品表示に関する情報等についても、常時保健所で受け付けております。 消費者に向けた表示に関する情報提供、啓発については、実施方法を検討してまいります。	1
	3 農林水産部局等他部局との連携体制 (4)学校給食の安全確保に係る連携 【P4】	教育委員会からの依頼を受け、学校給食調理員への衛生教育を実施しております。	2
第三 監視指導の実施に関する事項	2 平成31年度の監視指導内容 (1)重点対策 ①食肉の衛生対策事業 【P7】	飲食店等に対しては通常の監視指導、講習会などの様々な機会を通して、加熱不十分な食肉を提供することのリスクについて指導啓発してまいります。 また、豚コレラ等の家畜の伝染病については、農林水産部局がその飼養者等に対して注意喚起を行っております。と畜場においては患者、疑似患者が発見された場合には県知事に届け出るとともに、と畜の停止、施設の消毒、関係者への情報提供などの措置を行うこととなっております。	3

意見の項目	意見の概要（意見提出者）	北九州市としての考え方	番号
<p>2 平成31年度の監視指導内容 (2)市内流通食品の衛生対策 ④遺伝子組換え食品監視指導事業 【P10】</p>	<p>遺伝子を改変する「ゲノム編集」を使った食品が早ければ年内にも流通する可能性があります。厚労省では、外部遺伝子を取り込まないゲノム編集の食品については届け出を義務化しない方向だとしていますが、消費者の多くは遺伝子組み換え食品と同じような不安を持っています。今後、市内で流通することを踏まえ、市の考え方を明らかにしていただきたい。（消費者）</p>	<p>ゲノム編集技術の利用により得られた農産物や水産物等の食品衛生法上の取扱いについては、平成30年度中を目途に明確にすることとされており、国の動向を注視しながら、ゲノム編集技術を用いた食品の監視指導について検討してまいります。</p>	4
<p>2 平成31年度の監視指導内容 (2)市内流通食品の衛生対策 ⑧加工食品等の安全性確保事業 【P11】</p>	<p>現在スーパー等によく見られる総菜などの加工食品のバイキング販売について、調理時の衛生・温度管理だけでなく、食品陳列後の衛生・温度管理についても検査・指導対象に盛り込んでいただきたい。スーパーの食品陳列では、消費者(特に子どもなど)が簡単に手を触れることができる状態にあり、また加工食品としての原材料やアレルギー表示義務もありません。店内トイレの使用後による細菌リスクや、アレルギーのコンタミネーションなども懸念されるため、食品陳列のあり方にも衛生管理・指導が必要だと考えます。またあわせて、P23別表第4「重点的に立入を実施する施設」にある大量調理施設の対象に、スーパーも含めるべきだと考えます。（消費者）</p>	<p>スーパー等での食品の陳列後の衛生・温度管理についても、食品衛生監視員が立入り調査を行った際に指導しております。 スーパーは大量調理施設の定義にあてはまりませんが、大型スーパーは大規模流通施設として重点的に監視を実施しております。</p>	5
<p>第四 食品等事業者に対する自主的な衛生管理の実施に関する事項 【P16】</p>	<p>HACCP導入型基準の啓発・指導については、昨年同様に優先度が高い業種からとしているが、今後すべての事業者への義務化が検討されていくことを考えた場合、同時に中小規模の食品製造事業者に対しても、対応を確実に進めていけるような積極的支援を検討していただきたい。（消費者）</p>	<p>食品衛生法が改正され、HACCPが制度化されました。施行予定時期に向け市内事業者への周知、導入支援を業種、規模に応じて進めてまいります。</p>	6
<p>第五 関係者相互間の情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）の実施に関する事項 【P16】</p>	<p>30年度に実施された「一日食品衛生委嘱事業」が、31年度計画では削除されています。消費者参加型の事業は、情報提供や啓発を行う上では、より効果的であるとの考えから、30年度の実施状況とその効果および31年度計画で削除された理由について明確にしてください。（消費者）</p>	<p>31年度計画では、30年度計画にあった「食の安全たんけん隊」と「一日食品衛生監視員委嘱事業」を統一して、「体験型リスクコミュニケーション事業」としております。平成30年度に実施した両事業は、参加していただいた方には好評をいただきました。しかし、「食の安全たんけん隊」の対象である小学生の夏休みの短縮、消費者の受入可能な食品事業者の減少などの問題もありませんので、体験型という形は残しながら、時期、内容等を検討した上で実施してまいります。</p>	7

意見の項目	意見の概要（意見提出者）	北九州市としての考え方	番号
	1 市民との情報及び意見の交換の実施【P16】	食品衛生に関する資料の掲示だけでなく、講習などを個人向けにしてほしい。（消費者）	8
その他	全体を通して	北九州市食品衛生監視指導計画（案）が決定し実施される際には、同計画を幅広く事業者や市民が周知することも重要であると考えます。そのために、計画案に対する市民からの意見募集もふまえ、簡易版（ダイジェスト版）の作成・配布も検討していただきたい。（消費者）	9
	全体を通して	文字が多すぎて、別表がありすぎて読みづらく感じます。聞き慣れない用語ばかりなので箇条書きにしてほしい。（消費者）	10
		監視指導計画確定版の公表の際に、内容を要約した概要版も作成・配布をしてまいります。概要版の中で、できるだけ平易な表現についても検討してまいります。	